

亀山市告示第115号

亀山市農業次世代人材投資資金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年5月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市農業次世代人材投資資金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市農業次世代人材投資資金交付要綱（平成24年亀山市告示第174号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(資金の交付申請等) 第8条 （略） 2 前項の規定による申請の対象は、県要領第5の2の（3）に規定する月以降の農業経営とする。 3 （略） （サポート体制の整備） 第14条 （略） <u>2 市長は、農業次世代人材投資事業計画（県要領別紙様式第23号）により、前項のサポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、公表するものとする。</u> <u>3 市長は、それぞれの受給者について、第1項のサポート体制の中から、サポートチーム（各課題の専属の担当者を</u>	(資金の交付申請等) 第8条 （略） 2 前項の規定による申請の対象は、県要領5の2の（3）に規定する月以降の農業経営とする。 3 （略） （サポート体制の整備） 第14条 （略） 2 市長は、それぞれの受給者について、前項のサポート同体制の中から、サポートチーム（各課題の専属の担当者を

いう。以下同じ。)を選任し、受給者の各課題の相談先を明確にするものとする。なお、令和3年度以降に採択された交付対象者のサポートチームは、新規就農者の農業経営、地域生活等に関する相談に対応し、必要に応じて助言及び指導を行うものとする。

- 4 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は県要領第6の2の(12)のウに掲げる(ア)及び(イ)について、サポートチームは県要領第6の2の(12)のウに掲げる(ウ)から(オ)までについて行うものとする。

(資金の返還)

第15条 (略)

2 (略)

- 3 受給者(第12条第7項の規定による承認を受けた者で、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農を中断した期間と同期間更に就農を継続したもの及び第13条の中間評価でB評価相当とされたものを除く。)

いう。以下同じ。)を選任し、受給者の上記各課題の相談先を明確にするものとする。

- 3 サポートチームは、原則として10月と4月の年2回、受給者を訪問し、経営状況の把握及び各課題の相談に対応し、サポートチーム活動記録(県要領別紙様式第17-4号)を作成するものとする。

- 4 サポートチームは、前条の中間評価においてB評価相当とされた受給者に対し、評価結果を踏まえた重点指導案を取りまとめ、翌年1年間、指導を行うものとする。

(資金の返還)

第15条 (略)

2 (略)

- 3 受給者(第12条第7項の規定による承認を受けた者で、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農を中断した期間と同期間更に就農を継続したもの及び第13条の中間評価でC評価相当とされたものを除く。)

は、交付期間終了後に交付期間（休止等により資金の交付を受けなかった期間を除く。同項において同じ。）と同期間、交付期間における営農と同程度の営農を継続しなかった場合にあつては、次に掲げる計算方式により算出した金額を返還しなければならない。 返還金額＝交付を受けた資金の総額 ×（交付期間に相当する月数－交付期間終了後に交付期間における営農と同程度の営農を継続した期間に相当する月数）／交付期間に相当する月数	は、交付期間終了後に交付期間（休止等により資金の交付を受けなかった期間を除く。同項において同じ。）と同期間、交付期間における営農と同程度の営農を継続しなかった場合にあつては、次に掲げる計算方式により算出した金額を返還しなければならない。 返還金額＝交付を受けた資金の総額 ×（交付期間に相当する月数－交付期間終了後に交付期間における営農と同程度の営農を継続した期間に相当する月数）／交付期間に相当する月数
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の亀山市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定により実施している事業については、改正後の亀山市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。